## ーーイギリス不法行為法研究ノートーーネ グリ ジェンス 法とRes Ipsa Loquitur

飯塚和之

を検討するものである。 ンス不法行為の立証において問題となる res ipsa loquitur 原則本稿は、イギリス不法行為法研究の一部として、ネグリジェ

本稿は、このような努力のイギリス法における表現の一つとしなせたとされる法制度の下では、ある場合には、原告に苛酷なさせたとされる法制度の下では、ある場合には、原告に苛酷ない壁のむこう側で、巨大な機械装置の下で、あるいは高度な知識と熟練を要する行為の下で生ずる出来事について、そのすべての経過の説明を、資力も高度な知識も有しない被害者に要求することは、あまりにも不当と言わざるをえない。そして、この不当な結果を回避しようとする努力は、過失概念の解釈や過失の事実上の推定の理論を通して、あるいは、「立証責任の転換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。

するものである。 本法行為の発展との関わりを意識しながら紹介・検討しようと 不法行為の発展との関わりを意識しながら紹介・検討しようと 不法行為の発展との関わりを意識しながら紹介・検討しようと でいるres ipsa loquitur 原則を、ネグリジェンス のまで、ネグリジェンスの立証を原告に負担させる通常の立証段階

- 号四八頁に譲る。 国不法行為法における過失の証明」『大阪経大論集』五〇(1) ネグリジェンスの立証一般については、杉浦貫一「英
- 号一頁、三七巻二号一頁参照。 ギリス近代『過失』法の形成』『一橋研究』二二号三六頁、ネグリジェンス不法行為の詳細な構造分析については、望れがリジェンス不法行為の形成については、拙稿「イ
- (3) 従来、res ipsa loquitur は「事実推定則」と訳されているが、これは、「事実上の推定」と同じものと誤解されいるが、これは、「事実上の推定」と同じものと誤解されるおそれがあり、そうすると、効果(後述)との関係で適訳とは思われないので、本稿では、原語のまま使用する。訳とは思われないので、本稿では、原語のまま使用する。訳とは思われないので、本稿では、原語のまま使用する。記とは思われないので、本稿では、原語のまま使用する。別には、Prosf of Megligence in North Carolina, Part I. Res Ipsa Loquitur," 48 N. C. L. Rev. 452 (1970)、個別的には、Prosser, "The Assault upon the Citadel (Strict Liability to sser, "The Assault upon the Citadel (Strict Liability to

the Consumer), 69 YALE. L. J. 1099, 1114 (1960); Comment, "The Application of Res Ipsa Loquitur in Medical Malpractice Cases," 60 Nw. U. L. REV. 852 (1965) (論文紹介、唄孝一[一九六七]アメリカ法一〇三頁); James E. Krier, "The Pollution Problem and Legal Institutions," 18 U.C.L.A. L. REV. 429, 454 (1971).

## Res ipsa loquitur 原則——意味と先例

このラテン語の法誌 res ipsa loquitur (The thing itself speaks.) の語識は、『事実それ自体が語る』、『事実自体証明力を有する』などと言われているが、こする』、『事実自体証明力を有する』などと言われているが、この法誌に依拠して、イギリスの裁判官達が、当初意図したものは、直接証拠を提出できない原告の負担の軽減であり、それによる法の正義の確保であった。『侵害を受けた原告がネグリンエンスを証明するために、その倉庫から証人を呼ばなければならない、と言うことは、私には途方もないことのように思わならない、と言うことは、私には途方もないことのように思わならない、と言うことは、私には途方もないことのように思わならない、と言うことは、私には途方もないことのように思われ」たわけである。

Res ipsa loquitur 原則の古典的定式とされている。(1865)事件である。アール首席裁判官(Erle, C. J.)の宜明(1865)事件である。アール首席裁判官(Erle, C. J.)の宜明いる先例は、Scott v. London and St. Katherine Dockes Co.

「その物が、被告またはその被用者の管理下にあったことが証明され、また、その事故が、管理者が相当な注意を払うならば、その物の通常の経過では発生しないものである場合において、被告による説明がない時には、その事故が、管理者が相当な注意をとが証明され、また、その事故が、管理者が相当な注意をでか

財務裁判所首席裁判官(Pollock, C. B.)は、ある。Byrne v. Boadle (1863) 事件の弁論の過程で、ポロックある。Byrne v. Boadle (1863) 事件の弁論の過程で、ポロック

「Res ipsa loquitur と言われうるものには、いくつかの場合がある。そして、本件は、それらの一つのように思い。

と述べ、さらに、判決では、

「樽が転がり出ないように注意するのは、倉庫に樽を保と判示した。

Scott 事件の数年後、Kearney v. London and Brighton and South Coast Ry. (1870) 事件で、クックバーン首席裁判官(Cockburn, C. J.) は、

え、この事故が被告のネグリジェンスから生じたかに関し適用されうる事件である、というものである。……それゆ「私自身の意見は、本件は res ipsa loquitur の原則が

被告の責任であった。」 ら生ずる推認(inference)を反証する証拠を提出するのは、ら生ずる推認(inference)を反証する証拠を提出するのは、しであっても――が存在する。そして、争いのない事実かて、陪審に付託されるなんらかの証拠――それがいかに少

物の一つと考え」られるに至っているのである。 を述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、vsと述べている。

- (15) Byrne v. Boadle (1863) 2 H.& C. 727, 727, 159
  Eng. Rep. 299, 300 per Pollock, C. B.
- (6) (1865) 3 H.& C. 596, 159 Eng. Rep. 665. 被告の倉庫からの砂糖袋の落下による傷害事件。(7) (1865) 3 H.& C. 596, 691, 159 Eng. Rep. 665.
- (8) (1863)2 H.& C. 722, 159 Eng. Rep. 299. 被告
- ( $\circ$ ) (1863) 2 H.& C. 722, 725, 159 Eng. Rep. 299,

- (2) (1863) 2 H.& C. 722, 728, 159 Eng. Rep. 299, 301.
- 公道通行中の原告が傷害をうけた事件。
  (11) (1870) 5 Q. B. 411. 鉄橋のレンガの落下により、
- (2) (1870) 5 Q. B. 411, 414—415
- (2) M. A. Millner, Negligence in Modern Law, 89 (1967).

## || Res ipsa loquitur 原則---要件

Res ipsa loquitur 事件が成立するためには、二つの要件が必要である。

→ 損害を惹起した物・事態が被告の排他的管理下にあること。「損害を惹起した物、すなわち、道具または侵害的手段および周囲の事情が、被告または被告の被用者の排他的管理または運用(exclucive control or management)の下になければならない」のである。ここでの管理とは、相対的意味であり、管理それ自体のみならず、管理への権利(right to control)をも含む。現実の占有を伴わない物の所有者もその物を管理している、とされる。また、製造過程時に管理があれば、それで十分でに管理がなくとも、製造過程時に管理があれば、それで十分でに管理がなくとも、製造過程時に管理があれば、それで十分である、と考えられている。

当該状況に関する過去の経験から、被告のネグリジェンスが、らば、通常は、生じないような種類のものでなければならない。○ 侵害行為または事故は、管理者が合理的な注意を払うな

り、「先例上、定まっていない」と言えよう。結局、この第二(33) 見は分かれたが適用し、Fish v. Kapur 事件では否定してお (3) (3) このような場合には、この法諺は適用できない、と言われてい 通常の経過について、個人的知識を有することはできないから、 となる。「裁判官は、例えば、複雑な開腹手術における 事態の い。これは、医師などの専門家のネグリジェンスについて問題 経験とは、「人間の通常の経験であり、専門家の経験」ではな(ユヒ) うな場合に、ネグリジェンスの推認が働くのである。ここでの もっともよくその事故の原因を説明できる場合がある。そのよ

- 理性ある人々(reasonable men)の常識である。 (4) 論者によっては、第三の要件として、「被告からの説 2 The Law of Torts, 1081—1095 (1956). カ法では、通常、四要件を要求する。cf. Harper & James, ston 1969); M. P. Morgan, "Res Ipsa Loquitur: a Closer of Torts, 132—133 (5th ed. 1972))。本稿は、Salmond, Look,"114 Sot. J. 346 (1970) に従う。また、アメリ The Law of Torts, 307-308 (15th ed. by R. F. Heu-明が存在しないこと」をあげる (H. Street, The Law
- (5) T. Ellis Lewis, "A Ramble with res ipsa loquitur" 11 CAMB. L. J. 74, 78 (1951).

- 16 Ibid., p. 78.
- (\(\text{\pi}\)) Salmond, op. cit., p. 307; Street, op. cit., p. 133; (二) Grant v. The Australian Knitting Mills [1936] A.
- Lewis, op. cit., p. 79.
- Salmond, op. cit., p. 308

20

(A) Ibid., p. 80.

- [1939] 2 K. B. 14.
- 21
- 22 [1948] 2 A11 E. R. 176.
- 23 (2) Prosser, "Res Ipsa Loquitur in California," CAL. L. REV. 183, 193 (1949). Street, op. cit., p 134.

## Ⅱ Res ipsa loquitur 原則——効果

notice)に類似したものであり、陪審にとっては、文字通り、 り、それは、裁判官にとっては、裁判所に顕著な事実 (judicial の要件の基礎にあるのは、人々の過去の経験に基づく常識であ

し、被告が説明を行なわない場合はまれであるから、通常は、 えられることになり原告有利の評決をすることができる。しか 告のネグリジェンスによって発生した、という合理的証拠が与 は弁論による)が存在しない場合に、はじめて、当該事故は被 スを認定できず、第二次的効果として、被告の説明(証拠また せる権利を有する。が、陪審は、ただちに被告のネグリジェン によって、第一次的効果として、原告は、事件を陪審に付託さ なわない場合。この原則の適用事件であることを主張すること ₩ 被告がなんらの証拠を提出しない場合、合理的説明を行 効果も、二つの場合に分けることができる。

つぎの第二の場合となる。

Scott 事件の「被告による説明がない時には、その事故が注意 明できるならば、その時は、問題は生じない。しかし、彼が自 後で言う。「しかし、いかなる説明が被告に要求されるのか。 の欠缺によって生じた、という合理的証拠を与える」を引いた が対立し、効果が異なっている。オ・コンネル(D. P. O'Con-合には、立証責任 (burden of proof) との関係で、二つの説 前者 合理的説明を提出するのみで十分なのか」と。オ・コンネルは、それとも、ゆネグリジェンスの不存在の証明にまでは至らない てはどうか。彼は、十分な説明を提出したのか。彼の負担して 己にネグリジェンスがあったこととも、ネグリジェンスがなか もし、彼が自己にネグリジェンスの存在しないことを明瞭に説 両説を検討しよう。便宜上、後者の証拠法則説から述べる。 いる責任は、@ネグリジェンスの不存在を証明する責任なのか ったこととも矛盾しない説明を提出する場合の中間状況に関し 的学説、多数判決例のとるところである。その内容は、つぎの 当該事故が被告のネグリジェンスなしにどのようにして生じえ わが国の事実上の推定に類似したものであり、イギリスの伝統 ことくである。「ネグリジェンスの立証責任は、原告にあり、 は、二つの場合を、つぎのような疑問形で示す。彼は、 〔回〕を法律上の推定説(presumption of law theory)、 被告が証拠を提出する場合、説明を行なう場合。この場 〔ⓑ〕を証拠法則説 (rule of evidence theory) と呼ぶ。 証拠法則説 この説は、証拠上の推定説とも呼ばれ、

> 明をする必要はないが、当該事故がネグリジェンスがあっても することによって、被告に証拠提出の意味での責任が移る。そ は res ipsa loquitur の法諺が適用される事件である、と主張 loquitur 事件は、つぎのようになる。まず、原告が、当該事件 責任は、依然として原告に留まる。」この説によると、resipsa そのネグリジェンスが事故を惹起したことを積極的に立証する 明を提出した場合には、被告にネグリジェンスがあり、かつ、 グリジェンスの存在および不存在と等しく矛盾しない合理的説 する(傍点―引用者、以下同じ)。」あるいは、「もし、被告がネ すべての証拠が提出され、証拠が均衡していれば、 going forward with evidence) to たかの合理的説明を提出する証拠提出の責任 基づいて、被告のネグリジェンスが判断され、事実認定者の確 あろう程度の合理的説明をする必要がある。最後に、 生じたであろうと同じく、ネグリジェンスがなくとも生じたで こで、被告は、自己にネグリジェンスがなかったことまでの証 決が下される。 信が、原告にとっての証拠の優越とならなければ原告敗訴の判 被告にある。それゆえ、 原告は敗訴 (burden of 全証拠に

たことを肯認的に証明する究極的責任(ultimate burden)をことができる。その結果、自分はあらゆる合理的注意を尽しることができる。その内容は、つぎのように説かれる。「原告は、さらに進める。その内容は、つぎのように説かれる。「原告は、との証ができる。その内容は、ごの説は、証拠法則に比較して、被② 法律上の推定説 この説は、証拠法則に比較して、被

させる原告よりも、より強力な地位につくことになろう」と case)を成立させる原告は、他の方法で一応有利な事件を成立 わち、 の法諺に訴えることによって一応有利な事件 (prima facie 推定説にたいして、「もし、この見解が採用されるならば、こ 急進性を論難する者も少なくない。本件をも含めて、法律上の あげる。この画期的な判決にたいしては、しかしながら、その 説を宜明したものである、とし、ミルナー (M. A. Millner) ルウィス(T. Ellis Lewis)は、本件を評して、法律上の推定 われの面前で弁論したように、結局、果たされなかった」と。 いる準則または原則の中に入るものである、と主張した。すな 自己の立証事項(case)が res ipsa loquitur として知られて を聞こう。彼は、事実・証拠を検討した後で言う。「原告は、 さなかった場合には、原告は勝訴する。」この説を打ち出した を展開したエバシェッド記録長官(Evershed, M. R.)の意見 判決が一九五五年に出され、多くの論議を呼んだ(Moore v. R. 移すことになる。そして、もし、彼「被告〕がその責任を果た Fox & Sons 事件)事実・経過は、注(3)に譲って、本説 かったことを、すべての証拠の優越で証明すること――を被告に ―要するに、当該事故が自分のネグリジェンスによるものでな (onus)は、被告にあり、それは、彼女が原審およびわれ (3) - 11-1 - 法律上の立証責任の転換の効果を与えたものとして本件を それゆえ、彼女〔原告〕が申し立てているように、立証責 被告の側のネグリジェンスの結論をもたらす、と主張し 爆発の事実それ自体が語り、反対の説明がなされえない

常さらのではないであろう、と結論している。

が、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の推定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の指定説)にか、「イギリスの諸裁判所が後者の見解(法律上の指定説)に対している。

- (25) 但し、今日のイギリスでは、アメリカとは異なり、民でれる場合を想定したものである。 (4. W. R. される場合を想定したものである。
- (A) Salmond, op. cit., p. 309; Lewis, op. cit., pp. 84
   & 92; Clerk & Lindsell, Torts, 402 (11th ed. 1954).
   (B) D. P. O'Connell, "Res Ipsa Loquitur", [1954]

Самв. L. J. 118, 118—119.

res ipsa loquitur と呼び、後者を証拠上の推定としての――128 (3rd ed, 1967) は、前者を説得的推定としてのの。―15 (3rd ed, 1967) は、前者を説得的推定としての

res ipsa loquitur 心声谈。

- Lewis, op. cit., p. 85
- 31 Lewis, op. cit., p. 84. Salmond, op. cit., p. 309
- (32) [1956] 1 Q. B. 596 被告の雇用する労働者が de-rusting タンクの爆発で即死。原告(労働者の未亡人)が被告 認を十分に反証したと考えて、原告敗訴と判示した。本件 事故は、ネグリジェンスの存在、不存在いずれでも発生し 被告側鑑定証人の理論的可能性に基づいた説明から、当該 のネグリジェンスを理由に損害賠償請求。原審裁判官は、 た、とし、その説明は事故から生ずるネグリジェンスの推 その上訴審、原告勝訴。
- 33 [1956] 1 Q. B. 596, 606.
- (4) Lewis, Case and Comment, [1956] CAMB. L. J. 150 - 153.
- Millner, op. cit., p. 91.
- 36 Salmond, op. cit., p. 310; Morgan, op. cit., p. 347
- Street, The Law of Torts, 139 (2nd ed. 1959).
- Millner, op. cit., p. 91.
- Cross, op. cit., p. 128. Res ipsa loquituv 原則

四 むすびにかえてー 評価と日本法への示唆

イギリスにおける res ipsa loquitur 原則の評価を要約的に

ものと見ている、と言えよう。 法そのものの発展にとっても、この原則の援助を看過しえない 的立場は、これを通常の情況証拠と同じように扱おうとし、な す極めて重要な手段と考えており、さらには、ネグリジェンス(4) することを主張し、ネグリジェンス事件に厳格責任化をもたら 説を支持する最近の有力な考え方は、この原則を積極的に活用 んら新しい役割を期待しない。これにたいして、法律上の推定 示せば以下のごとくなろう。まず、証拠法則説に依拠する伝統

思考に拘束されてのことであろう。この点で、現時、(3)この一つの理由は、おそらく、立証責任の分酢に関す な推認を法律上の推定にまで高めようとする主張は、 証にゆだねられてきており、イギリス法の一部に見られたよう 的訴訟の場においては、推定の強弱の判断は、裁判官の自由心 論の一部として処理されてきた、と考えられる。そして、具体 させてきた法観念は、わが国では、「過失の一応の推定」の理 法にいかなる示唆を与えるか。イギリス法が、この原則に結晶 に自己点検を迫っているように思われるのである。 判決の有力化傾向を念頭におくとき、これらの動きは、立証責 問が提起されつつある。また、イギリスにおける法律上の推定 kreisetheorie)の主張に見られるごとく、通説的理解への疑 の新しい動向として紹介されている危険領域説 (Gefahren-ところで、以上で見てきた res ipsa loquitur 原則は、わが (分配則)制度をも含めて、わが国における過失の立証問題 一つの理由は、おそらく、立証責任の分配に関する伝統的 西ドイツ 少ない。

Millner, op. cit., pp. 89—93, 232—233

- (4) Cf. W. Friedmann, Law in a Changing Society, 165 (2nd ed, 1972).
- (4) さしあたり、三ケ月章『民事訴訟法』(法律学全集)『法曹時報』一九巻一○号、一一号、とくに、一一号三四頁の指摘参照。
- - (4) この傾向にそうと考えられる最近の判決例には以下のものがある。Swan v. Salisbury Construction Co. Ltd. [1966] 1 W. L. R. 204 (P. C.); Pearce v. Round Oak Steel Works Ltd. [1969] 1 W. L. R. 595 (C. A.); Ludgate v. Lovett [1969] 1 W. L. R. 1016 (C. A.); Henderson v. Henry E. Jenkins & Sons [1969] 2 W. L. R. 147; cf. G. H. L. Fridman, "Res Ipsa Loquitur," 120 New L. J. 181 (1970).

(一橋大学大学院博士課程)